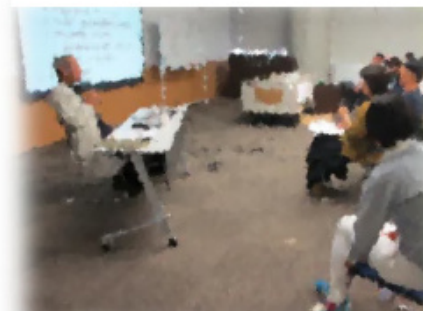


# 長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修



『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律について』

# 高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

## 目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義(法第2条)

「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。）  
「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。  
高齢者虐待の類型は 身体的虐待、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つ。

## 国・地方公共団体の責務等(法第3条)

関係機関の連携強化等、体制の整備、専門的な人材の確保・資質の向上、通報義務・救済制度等の広報・啓発

## 高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

1. 高齢者虐待の早期発見への努力義務（第5条）
2. 虐待を受けた高齢者保護のための施策への協力に関する努力義務（第5条）
3. 高齢者虐待の防止等のための措置（第20条）
4. 高齢者虐待を発見した人は、通報の義務（第7条、第21条）

通報は、守秘義務によってこれが妨げられることはなく、また、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けるとはありません（虚偽・過失によるものを除く）。

虐待行為は違法です。  
基本的人権の侵害にあたります。  
場合によっては傷害罪や横領など刑法犯罪に該当する可能性があります。

参考) 養介護施設従事者等の範囲

	養介護施設	養護介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>	「養介護施設」又は 「養介護事業」の 業務に従事する者*
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul>	

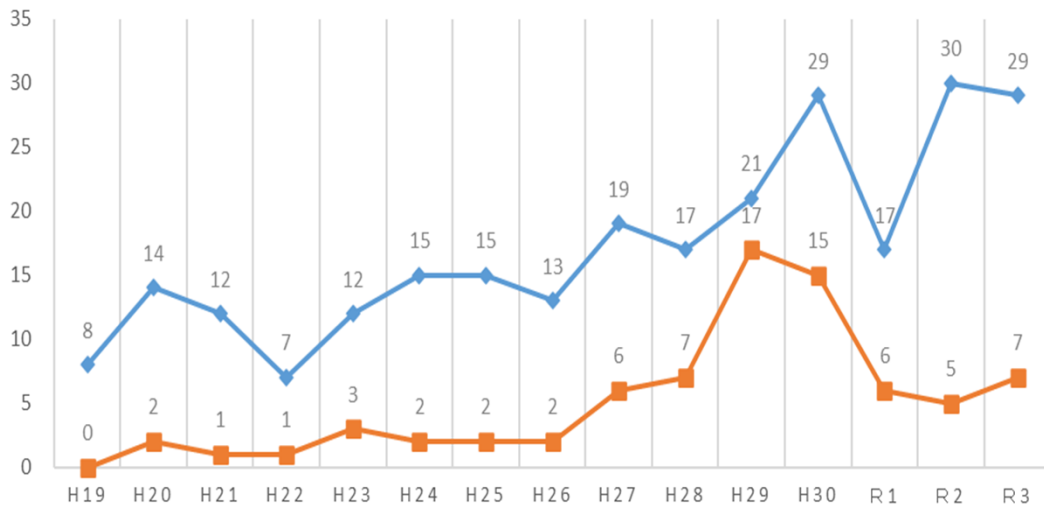
\*業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第2条）。

# 令和3年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待

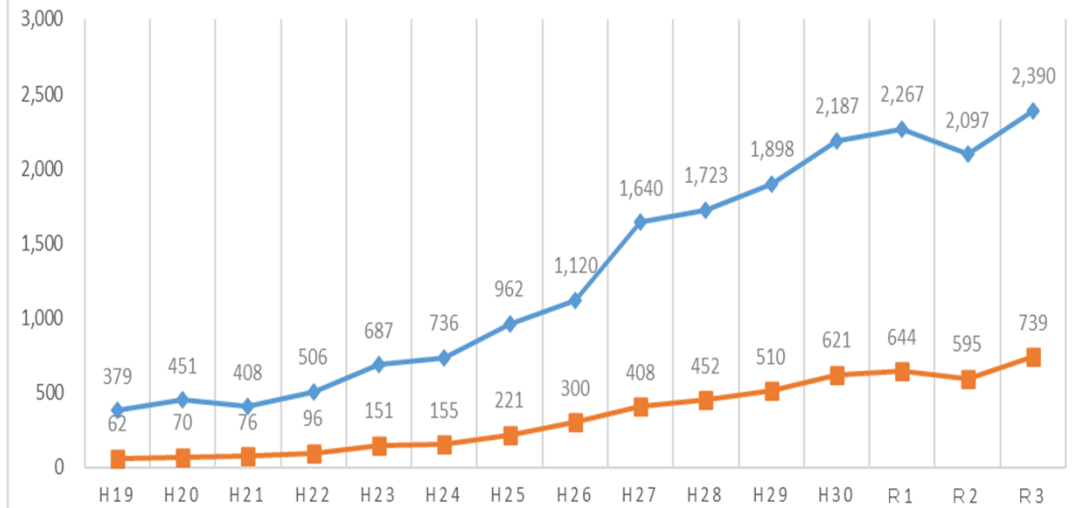
### 長崎県の推移

◆ 相談・通報対応件数    ■ 虐待判断件数



### 全国の推移

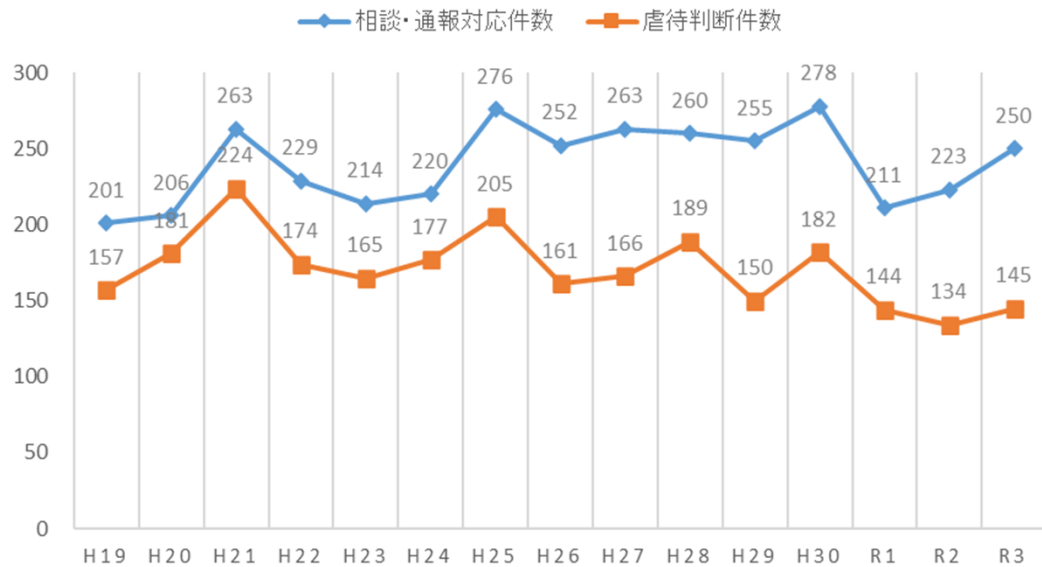
◆ 相談・通報対応件数    ■ 虐待判断件数



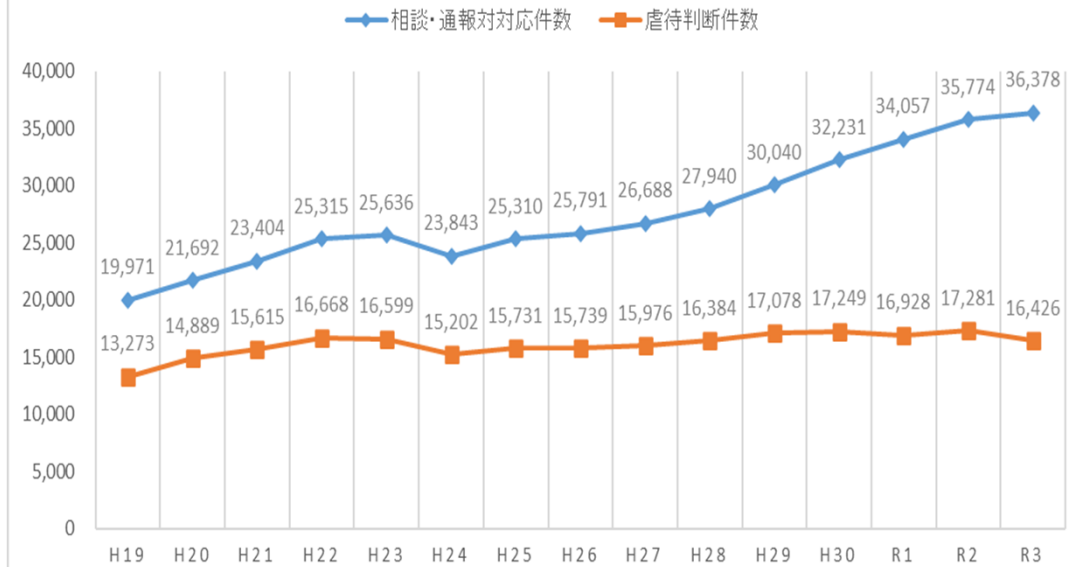
# 令和3年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

## 養護者（家族、親族、同居人等）による高齢者虐待

### 長崎県の推移



### 全国の推移



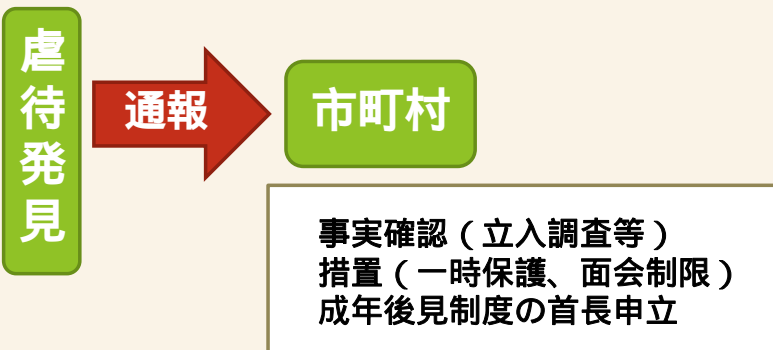
# 高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

## 虐待防止等

### 養護者による高齢者虐待(法第6～19条)

[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援  
[都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言

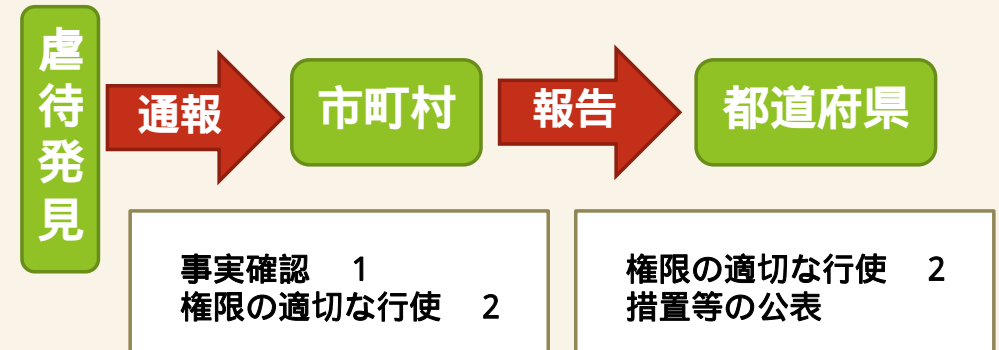
[スキーム]



### 養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)

[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施

[スキーム]



1 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえた任意調査、介護保険法に基づく実地指導・監査  
2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等

# 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令における虐待防止規定の創設について（令和3年厚生労働省令第9号）

## 趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

## 改正の内容

### 1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

### 2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

### 3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

虐待の防止のための指針を整備すること

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること

上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

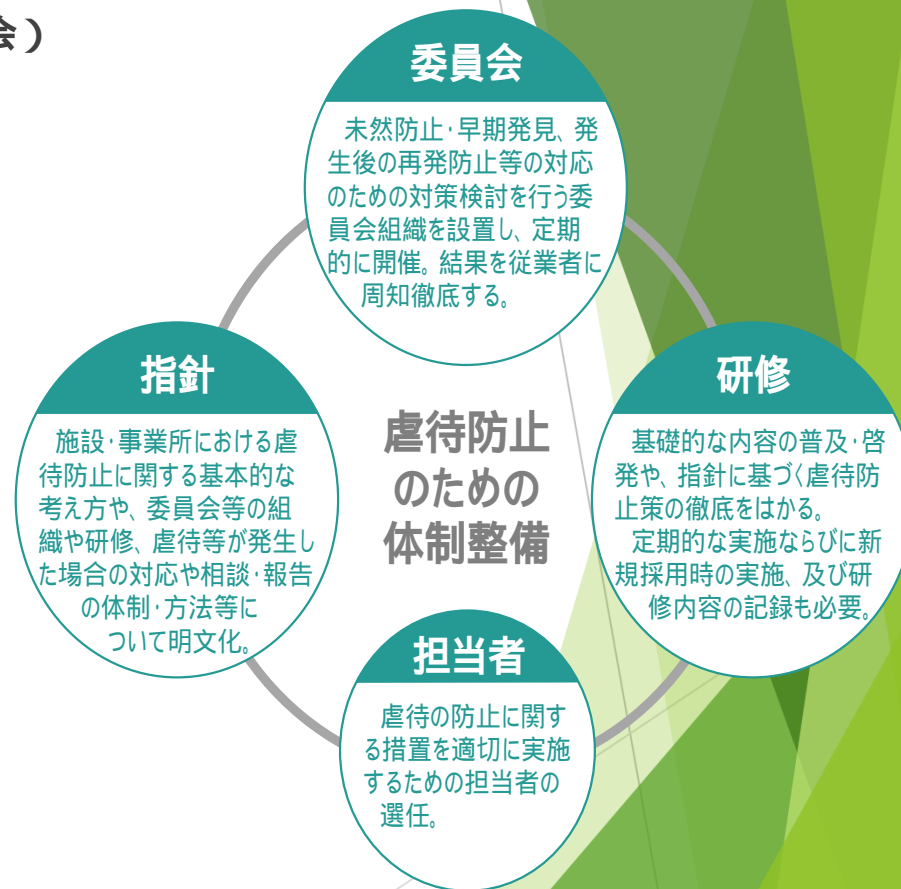
## 基準省令改正に伴う高齢者虐待防止のための体制整備の義務化

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）
2. 虐待防止のための指針
3. 虐待防止のための従業者に対する研修
4. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

### 留意事項

- ・ 全ての介護サービス等（居宅介護支援、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・販売等も含む）が対象である。
  - ・ 施設・事業所の規模に関わらず取り組むが必要。
- ただし、員会や研修の複数事業所による合同開催等の工夫は可能。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）参照



令和3年度老人保健健康増進等事業  
「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」から抜粋



## 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)

(令和3年3月26日)

### 【全サービス共通】

問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行う必要があるのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

# 身体拘束廃止について

## 身体拘束ゼロへの取り組み

### 国

身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催（平成12年6月、平成13年3月・12月）  
「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・普及（平成13年度）

### 都道府県

身体拘束ゼロ作戦推進協議会の開催（平成13年度～）<sup>1</sup>  
身体拘束相談窓口の設置（平成13年度～平成17年度）<sup>2</sup>  
相談員養成研修の実施（平成13年度～平成17年度）<sup>2</sup>  
身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催（平成14年度～平成17年度）<sup>2</sup>  
権利擁護推進員養成研修・看護職員研修の実施（平成17年度～）<sup>1</sup>  
身体拘束廃止事例等報告検討会の開催（平成18年度～）<sup>1</sup>

<sup>1</sup>平成19年度以降は「高齢者権利擁護等推進事業」に移行 <sup>2</sup>平成18年度以降は介護保険法上の「地域支援事業」に移行

### 市町村

身体拘束相談窓口の設置（平成18年度～）<sup>3</sup>  
相談員養成研修の実施（平成18年度～）<sup>3</sup>  
身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催（平成18年度～）<sup>3</sup>

<sup>3</sup>介護保険法上の「地域支援事業」として実施

### 施設

介護保険指定基準上、原則身体拘束禁止を規定（平成12年度）  
介護報酬上、身体拘束廃止未実施減算を新設（平成18年度）  
身体的拘束適正化検討委員会の定期的開催・減算率の見直し等（平成30年度）

## 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。

徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

## 「緊急やむをえない場合」に該当する3要件

緊急やむを得ない場合とは、『**切迫性**』『**非代替性**』『**一時性**』の3つの要件（例外3原則）すべてを満たす必要がある。

3つの要件を全て満たし、要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されていることが必要

### 1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

### 2. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

### 3. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

#### 留意事項

- ・「緊急やむを得ない」場合の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で三要件の確認や判断を組織的・客観的に行う必要がある。
- ・身体拘束の態様及び時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由等を本人や家族等に対して十分に説明し、身体拘束に関する記録を作成し、2年間保存する必要がある。
- ・家族が希望するから、ということも、身体拘束を行う根拠とはなりません。

**ポイント** 身体的拘束は、緊急やむを得ない場合の一時的なものである。  
すみやかに解除できるよう努めなければならない。

## 身体拘束がもたらす多くの弊害

### 身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・ 転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

### 精神的弊害

- ・ 本人は縛られる理由も分からず、生きる意欲を奪われる。
- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔

### 社会的弊害

- ・ 看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・ 身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。

## 身体拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

身体拘束廃止未実施減算について、平成30年度介護報酬改定において、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、その未実施の場合の減算率の見直しを行った。

	<改定前>	➡	<改定後（現行）>（居住系サービスは「新設」）
身体拘束廃止未実施減算	5単位 / 日減算		10% / 日減算

### 【見直し後の基準（追加する基準は下線部）】

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における上記の委員会については、運営推進会議を活用することができる。

### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

#### 第11条第4項

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

# 高齢者権利擁護推進員養成研修

## 国の権利擁護推進員養成研修の 標準カリキュラムに準拠

## 長崎県独自の研修

### 基礎課程 (1日間×年2回)

### 実践課程 (前半2日間、60日間実習、 後半1～2日間×年1回)

### 管理者課程 (1日間×年2回)

#### 【目的】

居宅サービス事業所、介護保険施設等の従事者として必要な高齢者虐待防止法の基本的理解、身体拘束に関する基礎的知識等を習得する。

#### 【対象者】

居宅サービス事業所、介護保険施設等の従業者（実務経験が3年未満の新任職員等）

#### 【時間】

講義・演習 6時間（1日間）

#### 【開催地区】

8圏域を年2回、4年ごとに巡回  
R4 佐世保（7月）・上五島（10月）  
R5 県南・対馬

#### 【目的】

居宅サービス事業所、介護施設等の指導的立場にある者として、専門知識と実践技術を習得し、自施設で実践する。

#### 【対象者】

基礎課程修了者で、居宅サービス事業所、介護施設等で指導的立場にある者

#### 【時間】

講義・演習 12時間（6時間×2日間）  
居宅・施設内実習（60日間）  
報告会（施設・在宅）（6時間×1～2日間）

#### 【開催地区】

長崎・佐世保・県央（年1回、3年ごとに巡回）  
R4 佐世保（9月）  
R5 県央

#### 【目的】

居宅サービス事業所、介護施設等の経営者、管理者として、権利擁護に関する法的知識等を理解し、介護の質の向上に取り組む責任者の意識向上を図る。

#### 【対象者】

居宅サービス事業所等の経営者、管理者  
介護施設等の経営者、管理者等

#### 【時間】

講義・演習 5時間 × 1日間（1月）  
講義・演習 5時間 × 1日間（2月）

#### 【開催方法】

オンライン形式により開催  
テレビ会議（cisco webex Meetings）

# 高齢者権利擁護推進員養成研修

## (1) 基礎課程

### ア 目的

権利擁護の理念を再確認し、権利擁護の視点に立った介護の基本的な考え方、高齢者との関わり方を修得する。

### イ 日数・実施回数

(講義・演習) 1日間、年2回(本土地区、離島地区で各1回)

### ウ 対象者

介護施設等において介護に従事する方で、介護の実務経験が概ね3年未満の方

## (2) 実践課程

### ア 目的

専門知識と実践技術を修得し、施設の権利擁護に関する研修等を計画し、指導者として活動できる人材を育成する。

### イ 日数・実施回数

(講義・演習) 2日間、(自施設実習) 60日間、(報告会) 1~2日間、年1回

### ウ 対象者

基礎課程修了者で、所属の介護施設等において、指導的立場から権利擁護を推進することができる方

### エ 実践課程修了者

厚生労働省の定める「権利擁護推進員養成研修(令和4年3月28日付老発0328第7号)」と同等の研修を修了したものとします。



# 高齢者権利擁護推進員養成研修

## (3) 管理者課程

### ア 目的

介護施設等の経営者、管理者として、権利擁護とリスクマネジメントのあり方を理解し、組織全体で権利擁護に取り組み、介護サービスの質を向上させる。

### イ 日数・実施回数

(講義等) 1日間、年2回(居宅系・入所系で各1回ずつ)

### ウ 対象者

介護施設等の経営者、管理者(施設長等)及び事務局長、またはこれらの者を代理・補助する方

(注) 県が実施した「長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修(基礎・実践課程)」の受講の有無は問いません。

(参考) 長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/gyakutai/sinntaikousoku-gyakutai/>



## 高齢者虐待防止・権利擁護に関する研修等参考

- 【 1 】 **MS&ADインターリスク総研 介護施設・事業所における虐待防止研修プログラム**  
<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php> (2020年の欄に掲載)
- 【 2 】 「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」認知症介護研究・研修仙台センター  
<http://www.dcnet.gr.jp/support/study/>
- 【 3 】 (公財)東京都福祉保健財団  
「その人らしさ」を大切にしたケアを目指して - 施設・事業所で高齢者虐待防止に取り組む皆さまへ -  
<https://www.fukushizaidan.jp/wp-content/docs/105kenriyogo/oyakudachi/shousasshi.pdf>
- 【 4 】 「ストレスケアブック」山形県福祉人材センター  
[https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/book/stresscare/\\_SWF\\_Window.html](https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/book/stresscare/_SWF_Window.html)
- 【 5 】 「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き」  
山梨県高齢者権利擁護等推進部会 (平成27年6月)